



平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 日野自動車株式会社
代表者名 取締役社長 市橋 保彦
(コード番号 7205 東証・名証第一部)
問合せ先 総合企画部長 水越 雅通
(TEL. 042-586-5494)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の当社取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を、平成 27 年 6 月 22 日開催予定の当社第 103 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日付で施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる会社役員¹の範囲が変更されたことに伴い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにし、また、適切な人材の招聘を容易にするため、定款第 23 条の規定を新設すると共に、定款第 29 条の規定について所要の変更および表現の統一を行うものであります。なお、定款第 23 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任限定契約)</u> 第 23 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 第 23 条～第 28 条 (条文省略) (<u>社外監査役</u> の責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。	第 5 章 監査役および監査役会 第 24 条～第 29 条 (現行どおり) (<u>監査役</u> の責任限定契約) 第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第 6 章 会計監査人 第 30 条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人 第 31 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算 第 31 条～第 33 条 (条文省略)	第 7 章 計 算 第 32 条～第 34 条 (現行どおり)

3. 日程

本定款変更は、平成 27 年 6 月 22 日に開催予定の当社第 103 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上